

施設等利用給付認定の変更手続き

施設等利用給付認定の内容が変更となる場合は、変更理由に応じた書類を提出してください。

◆施設等利用給付認定の認定内容が変わる場合は、速やかに手続きを行ってください。

ただし、月の途中に育児休業から復職する場合や就職先が内定した場合などで、その月の初日から認定内容の変更を希望される場合は、その前月までに手続きをすることで認定内容を変更できます。

◆各変更手続きをされる場合、発行済みの施設等利用給付認定証を返却してください。

◆施設等利用給付認定証を紛失した場合は、施設等利用給付認定証再交付申請書を提出してください。

■家庭状況の変更

変更内容		提出書類
住所変更	転居	施設等利用給付認定内容変更申請書
氏名変更		施設等利用給付認定内容変更申請書
保護者変更	離婚（調停）による別居	施設等利用給付認定内容変更申請書、離婚調定中であることがわかる書類
	婚姻	施設等利用給付認定内容変更申請書、婚姻した相手の保育が必要な書類（就労証明書等）

■保育を必要とする事由の変更

施設等利用給付認定内容変更申請書はすべての事由において必要です。

変更内容		提出書類	
事由	勤務先 変更	就職	就労証明書
		自営業を開業 （法人化されている場合）	就労証明書
		自営業を開業 （法人化されていない場合）	就労証明書 開業届出書または営業許可証等のコピー
		育児休業明けの職場復帰	就労証明書（復職年月日が確認できるもの）
	妊娠・出産		母子健康手帳の出産予定日がわかるページのコピー
	育児休業の取得または延長		保育の実施継続申立書、就労証明書（育児休業期間が確認できるもの）
	疾病・ 障がい	病気になった	病院等の診断書・意見書等
		障害者手帳が交付された	障害者手帳等のコピー
	介護・看護		介護（看護）申立書（タイムスケジュールを記入）と各種添付書類のコピー（病院等の診断書、介護保険の被保険者証、障害者手帳等）
	就学（職業訓練を含む）		就学申立書、在学証明書、カリキュラム等がわかるもの
虐待・DV		保護命令書（接近禁止命令、退去命令）のコピー等	

※その他にもケースに応じて別途書類の提出をお願いすることがあります。